



# 福祉

## 高齢者福祉－介護保険

問 高齢介護課

### 介護保険制度

介護の問題は誰もが避けて通れない問題です。介護保険制度は家族だけでなく、国民みんなで支えあうことを目的に、40歳以上の人負担する介護保険料と国、府、市の負担金で成り立っている社会保障制度です。

#### 介護保険サービスを利用できる人

##### ●第1号被保険者(65歳以上)

寝たきりや認知症などで日常生活に常に介護が必要な状態にある人(要介護者)や常に介護は必要ではないが、家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人(要支援者)。

##### ●第2号被保険者(40歳から64歳)

加齢が原因とされる特定疾病により介護または支援が必要となった人。

### 介護保険料

介護保険制度を健全に運営していくため、また介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付をお願いします。

##### ●第1号被保険者(65歳以上)の保険料

介護保険法に基づき、65歳以上のすべての人に松原市で設定した基準額により、所得金額や世帯状況などに応じた保険料を負担していただきます。

##### ●第2号被保険者(40歳から64歳)の保険料

40歳から64歳までの医療保険加入者の保険料は、医療保険の保険料の一部として一括して納めます。額は加入している医療保険によって異なります。

#### 支払い方法

介護保険料の納め方には2つの方法があります。

##### ●特別徴収

年金の年額が18万円(月額15,000円)以上の人…年金から天引きとなります。

##### ●普通徴収

年金の年額が18万円(月額15,000円)未満の人…口座振替による納付または納付書による金融機関・松原市高齢介護課窓口での納付になります。

※ただし、特別徴収に該当する人でも新たに65歳になられた人や、他の市区町村から松原市に転入された人などは一時的に普通徴収になります。

※保険料のお知らせは毎年4月(前期分)と7月(後期分)に発送します。

#### 介護保険サービスの給付制限

保険料を納めないと、介護保険サービス費用をいったん全額負担してあとから保険給付分が支払われる場合や、自己負担額が3割または4割になる場合があります。

#### 利用者負担の軽減

サービスの利用者負担は全体の費用の1割、2割または3割ですが、次のような軽減措置があります。

●負担限度額:低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食事代が軽減されます。

●高額介護(予防)サービス費:介護サービスにかかった1割、2割または3割負担が基準額を超えた場合、申請により市から支給されます。

##### ●高額医療合算介護(予防)サービス費

各医療保険における世帯内の1年間(8月1日から7月31日の12カ月)の介護保険と医療保険のサービスにかかった利用者負担分の合計が基準額を超えた場合、医療保険と介護保険のそれぞれから支給されます。

在宅サービス・介護予防サービスは各介護度別に利用できる限度額が決められており、この限度額を越えた分は全額自己負担(10割)となります。



福祉

## 介護保険認定までの流れ

介護サービスが必要になったときは、要支援・要介護の認定の申請をしてください。認定調査員がご本人の心身の状況を調査し、調査の結果とかかりつけ医の意見書をもとに介護認定審査会にて介護が必要な度合いを判定します。

### 各介護度における状態の目安

状態区分	身体の状態例(目安)
要支援1	日常生活の一部に介護が必要だが、介護サービスを適切に利用すれば心身の機能の維持・改善が見込める。
要支援2	
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排泄・入浴などに部分的介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排泄・入浴などに一部または全介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱など全面的な介助が必要。
要介護4	日常生活能力の低下がみられ、排泄・入浴・衣服の着脱など全般に全面的な介助が必要。意思の伝達も困難。
要介護5	日常生活全般について全面的な介助が必要。医療度が高い等、介護の手間が多い。

※これは、平均的な身体の状態例であり、要介護等認定者の状態と完全に一致しないこともあります。

※介護度に応じて、1カ月あたりの支給限度額があります。

## 不服申立て

介護保険では、要介護認定や保険料などに対して不服がある場合は、大阪府介護保険審査会に審査請求を行うことができます。

## 利用できるサービス

介護保険のサービスには、自宅での生活を支援する在宅サービスと施設に入所して生活を介護してもらう施設サービスのほか、地域密着型サービスがあります。※利用にあたっては介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

### ●在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修など

### ●施設サービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

### ●地域密着型サービス

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活を維持できるように支援するサービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など

## 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者(元希者)が安心して自立した日常生活を送るための支援を目的とし、地域の実情に応じた多様なサービスを提供する事業です。

### ●介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援に認定された人及び基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された人を対象とした「訪問型サービス」と「通所型サービス」があります。

### ●一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者を対象とした運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもり・認知症・うつ予防と支援を目的とした教室があります。

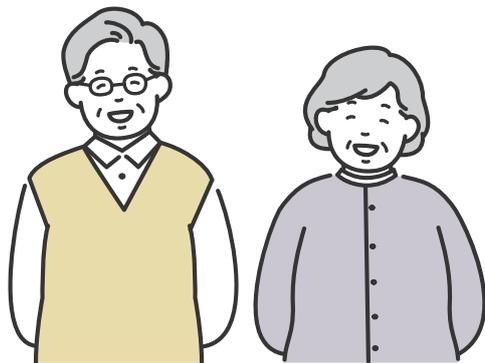


福祉

## 介護予防教室など

詳細は広報まつばらをご覧ください、お問い合わせください。

事業	実施内容	対象者
運動を目的とした教室	健康運動指導士等のもと運動機能の向上、転倒骨折の予防につなげるための簡単な筋力トレーニングの教室や、軽い体操を行い頭やからだの活性化を図る教室です。 (例:レッツ筋力トレーニング教室、転倒予防教室)	65歳以上
口腔に特化した教室	健康寿命を延ばすために口腔機能の状態を健全に保てるよう歯科医師や歯科衛生士による講話や指導を行います。 (健口くらぶ)	65歳以上
認知症予防を目的とした教室	脳力トレーニング、音楽療法などで、頭とからだの若返りを目指します。 (例:こころと体のはつらつ教室)	65歳以上
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識の普及及び啓発のための教室や相談を実施しています。	65歳以上
家族介護教室	介護方法や介護者の健康づくり等の知識及び技術の習得を目的とした講話や実習、介護に関する相談等を内容とした教室です。	高齢者を介護している家族など
巡回健康相談	市内8カ所の老人福祉センターで血圧測定等を行い、保健師あるいは看護師がからだの健康について、相談に応じます。	60歳以上
なごみの教室	趣味を通じて仲間と楽しく交流し、いつまでも元気に過ごしましょう。 (例:陶芸・七宝焼・園芸)	65歳以上



福祉

## 高齢者事業

問 高齢介護課

### 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支える「高齢者の総合相談窓口」で、市内に2カ所設置しています。介護や生活上の悩みなどお気軽にご相談ください。

#### <地域包括支援センター>

松原市地域包括支援センター社会福祉協議会 ☎349-2112  
松原市地域包括支援センター徳洲会 ☎334-3439

### 高齢者110番

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、困った時にすぐに相談できる高齢者110番の登録機関の登録を進めています。ひとりで抱えこまず、困ったことがあればお気軽にご相談ください。



### 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

日常生活に支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民や介護事業所などと連携しながら、地域の支え合い体制の充実や強化を図っています。

### 元希者カフェ

「誰でも楽しく通える居場所があったらいいよね。」という声から、地域とのつながりづくりや閉じこもり予防を目的にまつばらテラス(輝)や老人福祉センター等で開催しています。

## 高齢者の施策ほか

※詳細はお問い合わせください。

### 老人クラブ(元希者クラブ)

老人クラブでは仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行っています。地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努める活動を行っています。

### 友愛訪問活動

おおむね60歳以上の寝たきりやひとり暮らしの人などを訪問し、地域社会との交流を深めています。老後の生きがいを高めるための活動を行っています。

### 福祉農園

土に親しみ、四季の野菜作りを通じて仲間づくりをし、充実した日々を過ごしていただくために、市内在住の60歳以上の人及び身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの人に1区画10㎡を貸し出しています。

## 老人福祉センター

市内には8つの老人福祉センターがあり、地域老人クラブの活動拠点として、高齢者の憩いの場としてさまざまな取り組みを行っています。

- 松南苑(岡6-5-37 ☎334-8383)
- 高見苑(高見の里5-458-2 ☎332-9850)
- 松寿苑(阿保2-28-1 ☎332-6240)
- 弁天苑(天美東7-85 ☎334-8399)
- 天美荘(天美東9-12-7 ☎336-0517)
- 新町福寿苑(南新町1-6-22 ☎336-2417)
- つるかめ苑(南新町3-3-12 ☎336-0516)
- 恵寿苑(大堀3-19-11 ☎336-2410)

## 金婚式

結婚後50年の夫婦を対象に金婚式において、その健康と長寿を祝福します。

発見!

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

フラットな入り口

ベビーカーでも  
簡単に入れる



フラットな設計で最初から誰もが  
訪れやすい入り口。



福祉

## その他の高齢者福祉サービス

### 緊急通報装置のレンタル

65歳以上の在宅のひとり暮らしなどで、急病や事故などにより緊急通報を必要とする人を対象として、相談や緊急時の通報ができる装置をレンタルします。

### 給食サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしやひとり暮らしの重度障がいの人で、食事づくりが困難な人を対象として調理済み昼食を配食し同時にご本人の安否確認を行います。実費負担がかかります。

### 福祉タクシー料金助成

65歳以上で介護保険における要支援2以上に認定された在宅で生活している人を対象に、タクシー料金(500円分券)、要介護4以上の人には、福祉リフト付きタクシー(1,400円分券)等の助成を行っています。

### 高齢者在宅福祉金の支給

65歳以上で介護保険における要介護4または5に認定された在宅で生活している人を対象に、経済的負担の軽減と対象者への激励の意をこめて、福祉金を支給します(特別障害者手当受給者等を除く)。

## 南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワーク

ひとり歩き(徘徊)などにより行方不明になった人の特徴などを協力機関に情報提供し、速やかな発見を図ります。事前に情報を登録しておけばより迅速に対応できます。

また、広範囲でも対応できるよう南河内圏域の市町村(富田林市・河内長野市・大阪狭山市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・河南町・太子町・千早赤阪村)と連携しています。

なお、警察における捜査活動の補助的役割にもなっていますので、ひとり歩き(徘徊)が発生した場合、警察への届け出が必要です。

また、早期発見のツールとしてQRコードシールの配布を行っています。

QRコードシールは衣類や靴などに圧着でき、QRコードを読み取ると松原警察署と高齢介護課の連絡先が表示されます。



## 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守り、できる範囲で支援する市民サポーターを養成する講座を開催しています。

### 認知症初期集中支援チーム(オレンジまつばら)

認知症は早期発見・早期対応が大切であることから、認知症の早期診断・対応についてサポートします。

## 障がいのある人のために

問 障害福祉課

### 手帳の交付

#### 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、身体に永続する障がいのある人が、いろいろな制度を利用するときに必要な手帳です。

#### 交付を受けるには

障害福祉課に身体障害者手帳用の診断書を取りにお越しください。手続きについて説明いたします。

#### 療育手帳の交付

療育手帳は、およそ18歳までの間に何らかの原因により知的機能に障がいを受けた人が、いろいろな制度を利用するときに必要な手帳です。

#### 交付を受けるには

障害福祉課へ写真(縦4cm×横3cm)と、マイナンバーカードを持参して申請してください。

#### 精神障害者保健福祉手帳の交付

一定の精神障害の状態にある人に交付することにより、各機関の協力を得て各種の支援策を行いやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ります。



福祉

## 交付を受けるには

障害福祉課で精神障害者保健福祉手帳用の診断書を受け取り、後に医師の診断書または、障害年金証書の写しと写真(縦4cm×横3cm)を持参して申請してください(障害年金証書の写しで申請する場合は、まず障害福祉課へお問い合わせください)。

## 相談支援について

- 障害福祉課では、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方々の社会参加や生活支援のための様々な相談を行っています。また聴覚障がい者の方には、手話通訳者を配置し相談に対応しています。
- 障がいを持つ方や家族の身近な相談機関として、各障がい別に相談支援事業所を設けています。

### 障害者等基幹相談支援センター

社会福祉法人 まつのみ福祉会 生活支援センター  
れいんぼう

☎336-3240 FAX334-6466

### 主に身体障がいのある方に関する相談

社会福祉法人 松原市社会福祉協議会  
まつばらピアセンター

☎337-7333 FAX335-1294

### 主に知的障がいのある方に関する相談

社会福祉法人 政和福祉会 相談支援センターふたば  
☎FAX331-6887

### 主に精神障がいのある方に関する相談

社会福祉法人 風媒花 生活支援センターそうそう  
☎331-4081 FAX331-8008

### 主に発達障がいのある方に関する相談

社会福祉法人バオバブ福祉会 地域サポートセンター  
いこな

☎335-5561 FAX360-4840

### 障がい児に関する相談

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 地域支援センター  
ばんびーの(四天王寺悲田院児童発達支援センター)

☎072-950-1530 FAX072-950-1531

- 松原市では、障がいのある方やそのご家族が地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない支援体制作りをめざして、「松原市地域自立支援協議会」を設置しています。詳しくはホームページをご覧ください。  
<http://matsubara-jiritsushien.net/>

## 健康に暮らすための制度

### ホームヘルパーの派遣

身体上または精神上の障がい、知的障がい及び難病などにより日常生活を営むのに支障のある方に対しホームヘルパーを派遣し、家事及び介護を行います。

### ガイドヘルパーの派遣(移動支援事業)

単独で外出することが困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の付添い、余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

### 手話通訳者・要約筆記者の派遣

意思疎通を図ることに支障をきたしている聴覚障がい者に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、社会参加の促進を図ります。

### 給食サービス

58ページをご覧ください。

### 訪問入浴サービス

重度の障がいがあり自宅で入浴が困難な人の家を訪問し、浴槽を居室に搬入して入浴介護を行います(ただし病院等に入院していない在宅の人のみ)。

#### 対象者

- ①下肢または体幹機能障害により、身体障害者手帳1級または2級に該当する人
- ②総合判定が「A」の療育手帳所持者

### 短期入所(ショートステイ)

身体障がい者(児)や知的障がい者(児)、精神障がい者(児)及び難病患者等の介護をされている人が、一時的に介護できない時は、施設でお世話します。

### 補装具費の支給(購入・修理・借受け)

身体障がい者(児)及び難病患者等の失われた身体機能を補完または代替するため次のような補装具があり、購入や修理もしくは借受けに係る費用を支給します。補装具別に基準額が定められており、原則1割自己負担です。

次ページに続く



福祉社

### ●視覚障がい者(児)

視覚障がい者安全つえ・義眼・眼鏡

### ●聴覚障がい者(児)

補聴器

### ●肢体不自由者(児)

義肢・装具・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ(T字状・棒状の杖は除く)

### ●重度の肢体不自由者(児)で音声・言語機能障がい者

重度障害者用意思伝達装置

## 日常生活用具の給付

身体障がい者(児)、重度の知的障がい者(児)及び難病患者等に対し、障がいの状況に応じて次のような用具が給付されます。用具別に基準額が定められており、原則1割自己負担です。

### ●視覚障がい

盲人用時計、電磁調理器、ポータブルレコーダー、点字図書、視覚障がい者用拡大読書器など

### ●聴覚障がい

屋内信号装置、通信装置(FAX)、情報受信装置など

### ●音声・言語障がい

携帯用会話補助装置、人工喉頭(電動式)など

### ●肢体不自由

特殊寝台、移動用リフト、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ(T字状・棒状)など

### ●腎臓

透析液加温器

### ●呼吸器

電気式たん吸引器・ネブライザー・パルスオキシメーター

### ●ぼうこう・直腸

ストマ用装具など

### ●知的障がい

特殊便器、特殊マット、頭部保護帽など

## 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図るために、病気の状況に応じて次のような用具が給付されます。ただし、いずれも本人及び家族の収入に応じて費用の一部を負担していただく場合があります。

特殊寝台、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、電気式たん吸引器、ネブライザー、車いす、パルスオキシメーター、クールベスト、紫外線カットクリーム、ストマ用装具など

## タクシー料金助成

在宅の重度障がい者(児)に中型タクシーの一部を助成する利用券を、月3枚の割合で交付します。

### 対象

- ①身体障害者手帳を持つ人のうち、下肢、体幹、視覚、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、または直腸、小腸機能障害により、身体障害者手帳1級または2級に該当する人
- ②総合判定が「A」の療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳を持つ人のうち1級に該当する人
- ④大阪府特定医療費(指定難病)受給者証

## リフト付きタクシー料金助成

在宅の重度障がい者等が外出のため利用するリフト付きタクシーの、時間制初乗り運賃の一部を助成する助成券を、月2枚の割合で交付します

### 対象

- ①身体障害者手帳の1級または2級の所持者
- ②大阪府特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた人

## 有料道路の通行料金の割引

障がい者自身が運転する自動車、または第一種障害者を介護する人が運転する自動車で、有料道路を利用するときの割引証明を発行します(営業用自動車等は対象外)。

## NHK放送受信料の減免

障害福祉課で証明を受けてから、NHKに申請してください。

## 大阪府営住宅

障がい者で住宅に困っている人のために、府営住宅に専用の枠を設けています。また、車いすで生活できる設計の住宅もあります。

## 住宅改造助成

身体障害者手帳1級、2級または体幹、下肢体幹障害の3級及び療育手帳A相当に該当し、住宅改造を必要としている人がいる家を改造するときに要する費用の一部、または全部を助成します。ただし世帯の所得税額により制限があります。

### 対象

- ①民間の持ち家、または借家(借家は、家主の了解が必要)
- ②便所・玄関・廊下・階段・台所・居室など

## 障がい者の医療

### 重度障害者医療

51ページをご覧ください。

### 更生医療の給付

身体障害者手帳に記載されている障がいによって、日常生活に支障のある18歳以上の人で、手術等によって回復・改善できると見込まれる場合に、指定医療機関などで更生のための医療サービスを受けたときにかかる医療費を1割負担で受けられます。

- 入院日または手術日の前日までに申請してください。
- 緊急の人は身体障害者手帳の申請のときに、同時に申請してください。

### 育成医療の給付

身体障害者手帳の有無に関わらず、18歳未満の児童で治療をおこなうことにより、障がいが軽くなると見込まれる場合に指定医療機関などで受けた医療サービスを1割負担で受けられます。

- 事前申請が原則です。治療が終了してからの申請は認定できません。

### 精神通院医療の給付

精神科の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療費の自己負担分を軽減する制度です。この制度は医療保険の種類に関係なく、自己負担分が1割になります。

- 世帯(同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします)の収入に応じて自己負担には上限が設けられます。





## 各種手当など

### 障害児福祉手当

身体障害者手帳1級と2級の一部、知的障がいの最重度及び精神障がいをもって、日常生活において、常に介護を必要とする児童に支給されます。ただし、扶養義務者の所得によって制限があります。

**対象** 在宅で介護を受ける児童(施設に入所していないこと)

### 特別障害者手当

身体障害者手帳1、2級程度の障がい重複しているまたは最重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいをもって日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以上の障がい者に支給されます。ただし、本人や扶養義務者の所得によって制限があります。

**対象** 在宅で介護を受ける人(施設入所または病院に長期入院していないこと)

### 大阪府重度障がい者介護手当

重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せ持つ障がい者(児)の介護者に支給されます。ただし、障がい者(児)が施設などに入所、及び特別障害者手当を受給しているときは、受給できません。

### 大阪府障がい者扶養共済制度

身体障がい者(児)や知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)の将来について保護者が持っている不安を軽くするために、保護者が死亡したり、重度障がい者となった場合に、その障がい者(児)に対して年金が支給されます。ただし、掛け金が必要です。

**対象** ①大阪府内に住所があること(大阪市内・堺市を除く)  
②65歳未満であること  
③特別の病気がないこと

**金額** 毎月1口につき20,000円

### 重度心身障害者特別給付金

1級または2級の身体障害者手帳または、重度(A)の療育手帳の交付を受けている人で、右記の理由により、障害基礎年金を受けられない人に支給されます。

- ①昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国籍の人で、同日までに障がいが発生していた人。
  - ②障害基礎年金等を受給中に障がい程度の軽度化により失権したが、その後再び障がい重くなった人。
  - ③昭和61年4月1日より以前の長期間の海外旅行中に障がいの初診日がある人。
- ただし、①②③とも、一定額以上の公的年金を受給している人、前年度の所得が一定額以上ある人などは、受給できません。

## シルバー人材センター

**問** (公社)松原市シルバー人材センター  
☎337-1141

<https://www.sjc.ne.jp/matsubara/home.html>

一般家庭、民間企業、公共機関などから高齢者の経験、技能を生かせる臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る仕事を有償で受け、会員登録をした高齢者に就労の場や生きがい、社会参加の機会を提供し、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした団体です。

### 仕事の内容

除草、屋内外の軽作業、施設管理、家事援助サービス、襖・障子張替え、宮繕、着付け、寸法直し、宛名書き、家財道具の搬出など。

### 入会するには

市内在住の60歳以上で、健康で働く意欲のある人ならどなたでも入会できます(毎月入会説明会実施)。

発見!

わたしのまちの  
ユニバーサルデザイン

エレベーター

怪我をしている  
ときにも安心



車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

## 生活に困ったとき 福祉総務課

### 生活保護

生活保護は、生活に困っている人に、その困窮の程度に応じて必要な保護を一定の基準で行い、最低生活を保障するとともに自立を助長することを目的とした制度です。病気や障がい、そのほかいろいろな事情で生活が苦しくなり、どうしても生活ができないときがあります。このようなとき、働く能力がある場合は能力に応じて働き、また、扶養義務者から援助がある場合は、扶養義務者からの仕送り援助、資産のある場合はそれらを活用しても、なおかつ国で定める最低生活ができない場合に、不足する分を援助し再び自分たちの力で暮らしていけるようにするのが生活保護制度です。暮らしに困り、保護を受けたい人は、お近くの民生委員に相談するか、または直接福祉総務課保護係までご相談ください。

### 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「働きたくても働けない」「仕事を急に解雇され家賃を払えない」「借金をかかえて将来の生活が心配」など、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が対象となります。生活保護に至る前に、それぞれの問題に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、相談から自立されるまでを伴走型で支援します。生活の困り事や不安を抱えている場合は、福祉総務課福祉係までご相談ください。

## 地域福祉のために 福祉総務課

### 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、地域社会で生活上のさまざまな問題を抱えている市民の相談、援助に当たるとともに、福祉行政への協力活動を進め、市民と福祉サービスを結びつけるパイプ役となります。民生委員・児童委員の仕事は、生活保護、高齢者福祉、身体障害者福祉、母子及び寡婦福祉などの問題に携わっており、子育てや児童をめぐる相談活動、生活の環境調整などに取り組んでいます。

## 社会福祉協議会

 社会福祉協議会 ☎072-333-0294

### 社会福祉法人松原市社会福祉協議会

社会福祉法人松原市社会福祉協議会は、松原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び、社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

#### 地域福祉支援事業

- **ボランティア活動支援(まつばらボランティアセンター)**  
ボランティア活動をしたい人と応援を求む人との調整・相談や、ボランティア団体の支援を行っています。
- **福祉委員会活動支援**  
地域における福祉活動の推進を図るため、基礎的な生活圏である小学校区や町会などの小地域を単位とした、地域住民による自主的な福祉活動(福祉委員会活動)を支援します。
- **福祉教育支援**  
学校での福祉教育・ボランティア活動を応援し、活動のアドバイスや点字器などの貸し出しをしています。
- **介護予防支援きらり活動事業**  
65歳以上の高齢者を対象に研修を受講したきらり活動員が、社会参加活動を通して自身の介護予防につなげ、いきいきとした生活を送ってもらうことを目的に、活動員の養成や活動先との調整を行っています。
- **生活支援コーディネーターの配置(地域支え合い推進員)**  
高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、多様な主体により生活支援・介護予防の体制づくり(担い手の養成、ネットワークづくり、通いの場づくり)を行っています。
- **認知症サポーター養成講座**  
認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援者(サポーター)を養成しています。
- **献血推進運動**  
市内の地域団体や会社・学校などとともに、献血事業を推進しています。
- **善意銀行**  
市民から善意の寄付を預託し、運営委員会を通し地域福祉活動に適正かつ有効な払い出しを行います。
- **赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金**  
町会連合会・民生委員児童委員協議会など各関係機関の協力のもと募金活動に取り組み、地域での福祉活動に対して適切な払い出しを行います。

#### 在宅福祉支援事業

- **車いす貸し出し**  
一時的な外出や帰省、けがなどで短期間必要な方に、車いすを貸し出しています(貸出条件があります)。
- **福祉サービス利用援助(日常生活自立支援)事業**  
判断能力が不十分な方の権利を守り、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を行います。
- **CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)**  
高齢者・障がい者・児童・ひとり親家庭をはじめ、福祉に関するさまざまな相談を受けています。



福祉

### ●給食サービス事業

食事づくりが困難な高齢者などを対象に、給食サービスの申請を受け付けています。

### ●生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮した方の相談に応じ、自立計画と一緒に考える支援を行います。また家計に関する問題を明らかにし、生活が再生するまでの支援を行います。

### ●心配ごと相談

民生委員の協力のもと、身近な悩みごと、生活上の問題などの相談を受けています。

### ●生活福祉資金貸付事業

福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金・総合支援資金など、一時的にお金が必要となった方に資金をお貸しし、相談援助を行っています(資金の種類により条件が異なります)。

### ●高齢者訪問理容助成事業

外出が困難な高齢者を対象に、大阪府理容生活衛生同業組合松原支部の協力を得て、訪問散髪の助成を行っています。

### ●福祉有償運送(移送サービス)

重度の身体障がいのある方が通院・リハビリに行くときに、車いすのまま乗車できる自動車を送迎を行っています。

## ▶▶▶ 障害者等相談支援事業(まつばらピアセンター)

在宅の障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者とその家族の生活を支援します。

#### 利用できる人

障がいのある人とその家族で松原市にお住まいの人。

### ●ホームヘルパーやデイサービス・ショートステイなどを利用するための支援

利用するための助言や事業者の情報提供、手続きの支援を行います。施設から退所や病院から退院し、地域生活へ移行するために、一定期間集中した支援が必要な方や、単身で生活し、ご自分で福祉サービスをうまく利用することが困難な方に、サービス利用計画(ケアプラン)を作成します。

### ●福祉制度や福祉用具・公共交通機関などを活用するための支援

必要な情報を提供します。

### ●社会生活力を高めるための支援

障がいについてや家族・人間関係、趣味などの活動について一緒に考え、日常生活の中で起こる問題解決のために、情報提供や助言をします。

### ●専門機関の紹介

職業安定所(ハローワーク)、保健所などを紹介したり、また必要に応じて関係機関と連携を図ります。

### ●あなたの権利を守るための支援

生活や財産に関する不安や困りごと・人権侵害などについて相談に応じます。必要に応じて適切なサービスや機関・制度につなぎます。

### ●相談内容・日時

ピアカウンセリング(当事者相談)や生活全般の相談をお受けしています。相談は無料で秘密は守られます。事前に電話かFAXでお申し込みください。

社会福祉の相談員が生活全般のことについて相談に応じます。

#### ▼福祉相談

毎週月～金曜日  
午前9時～午後5時30分

障がいのある相談員が同じような障がいのある人たちの思い・悩み・やりたいことを仲間として聞く相談。センターで話を聞くだけでなく、必要に応じて一緒に出かけ情報を収集したり、家庭訪問をしたりします。

▼ピアカウンセリング 聴覚障がい(手話通訳)	月曜日 午前10時～午後5時 水曜日 午前10時～午後5時
▼ピアカウンセリング 肢体障がい	火曜日 午前10時～午後3時 水曜日 午前10時～午後3時
▼ピアカウンセリング 視覚障がい	月曜日 午前9時～午後5時 火曜日 午前9時～午後5時 木曜日 午前9時～午後5時

(まつばらピアセンター ☎337-7333 FAX335-1294)

## 高年齢・障がい関連サービス

### ▶▶▶ 地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎349-2112

地域で暮らす高齢者のみなさんを、専門職が介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的な相談支援を行います。主任介護支援専門員・保健師(看護師)・社会福祉士の専門職種を配置し、地域の高齢者及び家族への総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、ケアマネジャーに対する支援、地域ケアのネットワーク構築等を行います。

### ▶▶▶ 居宅介護支援事業

問 ケアプランセンター ☎339-3041

ケアマネジャーが、介護に関するご相談、要介護認定申請の代行を承ります。認定後は、ご本人やご家族の意向をもとに最適なケアプラン(介護サービス計画)を作成いたします。ご利用の方が可能な限り居宅において、その方の能力に応じて日常生活が営むことができるよう援助します。また、介護保険制度に関して総合的なご相談もお気軽にお尋ねください。

### ▶▶▶ 訪問介護事業

問 ホームヘルプサービス ☎339-2941

高齢・障がい・難病等により援助を必要とする方の自宅へホームヘルパーを派遣し、在宅生活が継続できるよう支援します。入浴、清拭、排泄介助などの身の回りの援助から買物、調理、掃除、洗濯などの家事に関する援助をさせていただきます。心身の特性を踏まえた上で日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援します。

### ▶▶▶ 生活介護事業

問 障害者生活介護センター ☎333-0194

脳性まひ等全身性障がい、視覚障がい、知的障がい、精神障がいのある方々に通所を通じて入浴、食事、機能訓練などによって日中の活動や生活を支援し、自立の促進を図るとともに日々の生きがいや楽しみを皆さんが感じてもらえるよう、支援します。

### ▶▶▶ ガイドヘルパー派遣事業、同行援護事業

問 ガイドヘルプサービス ☎333-0441

単独で外出が困難な脳性まひ等全身性障がい、視覚障がい、知的障がい、精神障がいのある方々に、ガイドヘルパーを派遣し、安全面に留意しながら障がいのある方々の社会参加を促進します。

